

見延公民館（本館・別館）使用規則

公民館の使用方法等について、下記のとおり定めるものとする。

記

1. 使用申し込み

事前に自治会事務局（自治会長宅）へ申し込み使用許可を得るものとする。

2. 使用料

- ・自治会事業（組集会等は含む）に係る会議等は無料とする。
- ・助成事業（スポーツクラブ・公民館分館活動）に係る会議等は無料とする。
- ・自治会々員個人が使用する場合は、1日当たり 2,000 円とする。
- ・自治会部外者が使用する場合は、1日当たり 5,000 円とする。
- ・自治会部外者が営利等を目的とし、使用する場合は1日当たり 10,000 円とする。
ただし、習字教室・ソロバン教室については、従前のとおりとする。
- ・その他の使用については別途、自治会において決定するものとする。

3. 使用上の諸注意

- ・公民館の鍵は事務局（自治会長宅）で受け取り使用後は必ず返納すること。
 - ・水道・光熱の利用については、利用後の点検、安全確認等を十分に実施すること。
 - ・各施設における供用備品の利用については、使用前の状態に復するものとする。
 - ・消耗品の使用については、各自で補給しておくものとする。
 - ・公民館使用後は各自で責任を持って清掃を行うこと。
 - ・ガス、灯油等の残量を確認し、不足状況が予測される場合は、事務局に連絡すること。
 - ・その他、各自が快適に使用できるよう気付いた事項については、事務局に連絡すること。
また、各自が快適に使用できるよう適切な創意工夫し協力すること。
 - ・公民館の使用に当たり、故意または過失等により施設等の毀損が生じた場合は、速やかに事務局に連絡すること。
- なお、それらの処理方法については使用者と別途協議するものとする。

以上

平成 13 年 4 月 1 日

見延区会委員会

平成 16 年 2 月 1 日 改定

見延自治会町内会長会